## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(はぎ取り調査)

第443回審査会合 資料1 P119 加筆·修正





#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(はぎ取り調査(断層露頭①))

第443回審査会合 資料1 P120 加筆·修正





・はぎ取り調査の結果,成相寺層の流紋岩溶岩と流紋岩質火山円礫岩とを境する断層が認められる。 ・断層面は湾曲しており,不明瞭である。また,断層ガウジが認められるものの,連続性は乏しい。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(ボーリング調査(断層①の連続性確認))





#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(はぎ取り調査(断層露頭②)



8



・はぎ取り調査の結果,成相寺層の流紋岩溶岩中に断層が認められる。 ・断層ガウジは認められず,周囲の母岩は破砕を受けていない。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(はぎ取り調査(断層露頭③)







・はぎ取り調査の結果,成相寺層の流紋岩溶岩中に断層が認められる。 ・断層ガウジは認められず,周囲の母岩は破砕を受けていない。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(反射法地震探査(S波探査)の解析断面図)



第271回審查会合

資料1-2 P150 加筆·修正

189

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(はぎ取り調査箇所)(まとめ)





1. 変動地形学的調査

・全ての地形要素を確認した結果,地形要素はいずれも系統的ではないことから,変位地形・リ ニアメントは認められない。

- 2. はぎ取り調査
- はぎ取り調査の結果,成相寺層の流紋岩溶岩と流紋岩質火山円礫岩とを境する,または成相寺層の流紋岩溶岩中に発達する流理構造を切る断層が3条認められるものの,いずれも断層面は不明瞭である。
- そのうち断層露頭①では、一部で断層ガウジが認められるため、研磨片観察及び薄片観察を実施した結果、幅4mm程度の白色を呈する細粒部が認められるが、複合面構造は認められない。
- 3. ボーリング調査
- 断層露頭①の南西側で実施したボーリング調査の結果、断層露頭で得られた走向・傾斜の延長 付近に明瞭なせん断面は認められず、断層の連続性は乏しい。
- 4. 反射法地震探查(S波探查)
- 既往調査で実施した反射法地震探査(S波探査)の結果,基盤岩上面,完新統及び南側に分布する
  上部更新統には断層活動を示唆する変位・変形は認められない。

以上のことから、はぎ取り調査で認められた断層について、後期更新世以降の活動は認められない。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(調査の概要(造成地付近))



第474回審查会合

資料3 P211 加筆·修正

191

・森山の造成地付近における地表地質踏査の結果,複数の断層露頭(断層露頭④~⑦)を確認した。
 ・いずれの断層も鹿野・吉田(1985)の断層通過位置付近に認められ,断層近傍に成相寺層の最下部に分布すると考えられる泥岩を取り込む特徴が確認されること等から,古浦層と成相寺層を境する一連の断層と推定される(詳細は次頁以降参照)。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭④(地表地質踏査)







### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭④(スケッチ図)





#### 〇当社の調査結果

・①の断層に対して当社は、鹿野・吉田(1985)に示されるせん断面に対応する断層と評価した。

・②及び③の断層に対して当社は、流紋岩質溶岩及び流紋岩質火砕岩に挟まれた変形帯で認められる小断層と評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近

断層露頭⑤(地表地質踏査)

第474回審査会合 資料3 P211 加筆·修正

本資料のうち、枠囲みの内容は公開できません。





 ・森山付近の造成地では,沢奥部の凹型斜面が切土され,延長約250mに及ぶ法面が形成されているが,大半は植生に 覆われ,観察可能な範囲は西側の一部法面のみである。
 ・法面の西側には,成相寺層の流紋岩質火砕岩が分布し,断層が認められる(断層露頭⑤)。



 ・ 鹿野・吉田(1985)に記載されている「粘土化帯 EW80-85N」に対応する断層(断層露頭⑤-1)は,現在,法面南側の植生工に覆われているが,造成前のこれ までの地表地質踏査(2007年3月)において,これに対応する断層露頭が確認されている(次頁参照)。「粘土化帯または破砕・せん断の著しい部分」は本地点 の法面中央部の植生工未施工部(断層露頭⑤-2)に対応すると評価した。

・ 鹿野・吉田(1985)に記載されている「黒色泥岩ブロック(成相寺層)」は,法面に断片的に観察される泥岩に対応すると評価した。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑤ー1(地表地質踏査)



破砕部

断層面 (N82E/60N)

写真②



互直①

# 3. 宍道断層の評価 (6)地質調査(宍道断層の東側) ④森山付近 断層露頭⑤-2(地表地質踏査)

変位地形・リニアメント(Dランク)

- - 鹿野・吉田(1985)による断層、伏在断層 今泉ほか編(2018)による宍道(鹿島)断層

○ 露頭位置 ✓ 層理面の走向・傾斜 → 断層面の走向・傾斜

デイサイト質火砕岩

流紋岩·流紋岩質火砕岩

露頭岩種 泥岩 砂岩 磯岩 安山岩質火砕岩



197



断層面には、極めて薄い粘土が認められるが連続性に乏しく、法面上部では確認されない。

森山付近において、地表地質踏査等を追加実施(データ拡充)した結果、鹿野・吉田(1985)による断層通過位置付近に断層が推定される。 断層(推定)通過位置の南側に位置する造成地西側法面(植生工の未施工範囲)には、成相寺層の流紋岩質火砕岩中に断層が認められ るが、法面上部では不明瞭となる。

断層は、N77W/52Nの走向傾斜を示し、破砕幅は最大で70cm程度で一部風化が進んでいるが、固結・密着している。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑥ー1(地表地質踏査)







・いずれの断層面にも不明瞭な条線が認められるが、いずれも南北方向を示す。また、断層面は固結・密着している。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側) ④森山付近 新暦露頭⑥-2(地表地質踏査) 第474回審査会合 資料3 P217 加筆・修正

199)



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑥-2(スケッチ図)







#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑦(地表地質踏査)







- 主に断層沿いで熱水変質とみられる粘土化が進み、軟質となる。また、断層aの上盤側に正断層変位を示唆する引きずり構造が認められる。
- ・ 条線観察の結果,上盤側に,縦ずれ(走向方向から90°回転)の条線が認められる。

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑦(地表地質踏査)

第474回審査会合 資料3 P241加筆·修正





・ b断層及びc断層では、いずれも逆断層変位を示唆する構造が認められる。

本地点で確認された断層は熱水変質とみられる粘土化が進み,軟質となるものの,いずれも縦ずれ変位を示す。 (条線観察は補足説明資料 1.(2)森山付近 参照)。

山陰地域における応力場の変遷(新第三紀中新世~第四紀)を踏まえると、断層露頭⑦の最新活動面は、逆断層変位を示すb断層、c断層と考えられる。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 断層露頭⑦(スケッチ図)









「森山北(ピット調査)」では, 鹿野・吉田(1985)の宍道断層の通過位置に対応するが, 後期更新世以降の断層活動は認められない。

第474回審査会合 資料3 P245加筆·修正



#### 1. 地表地質踏查

・造成地付近の地表地質踏査の結果,複数の断層露頭(断層露頭④~⑦)を確認した。

- (1)断層露頭④(造成地の南西側の露頭)
  - ・今村・向吉(2017)によると、「流紋岩、泥岩基質の礫層中に断層を確認。露頭における複合面構造、条線姿勢より 高角の右横ずれを伴う南落ち正断層であることが示唆される。」とされている。
  - ・鹿野・吉田(1985)による断層通過位置付近に断層が確認される。断層は破砕幅50cm程度で風化が進み,直線性に 乏しい。
  - ・研磨片観察及びCT画像解析の結果、断層面は湾曲しており、複合面構造は認められない。
- (2)断層露頭⑤(造成地の西側法面の露頭)

鹿野・吉田(1985)による断層通過位置付近に断層が確認される。

・断層露頭⑤-1

断層は,幅0.2m~1m程度の破砕部を伴うが,断層面には連続する粘土は認められない。また,断層の上部は破砕を受けておらず,断層面は密着している。

・断層露頭⑤-2

断層は,破砕幅は最大で70cm程度で一部風化が進んでいるが,固結・密着している。

第474回審査会合 資料3 P245 加筆•修正



(3)断層露頭⑥(造成地の東側法面の露頭)

鹿野・吉田(1985)による断層通過位置付近に断層が確認される。

・断層露頭⑥-1

断層は、固結・密着している。

- ·断層露頭⑥-2
  - ·今村·向吉(2017)

「古浦層と成相寺層を隔てる断層で破砕帯(約15m)が確認でき、断層コア部(幅約1m)中では細粒のガウジとともに せん断面を確認。姿勢は東西走向のものが多く、条線の姿勢は水平に限らず垂直に近いものも確認できる。」とされて いる。

▪c断層

古浦層の安山岩質火砕岩と、成相寺層の流紋岩質火砕岩を境する断層(c断層)が認められる。最新活動面と判断される断層面①には、縦ずれ優勢の条線が認められる。なお、断層面②では、横ずれ優勢の条線が認められる。 また、c断層付近を境に北側と南側で色調が異なるのは、間隙率の違いによる風化程度の違いと考えられる。

·d断層

古浦層の安山岩質火砕岩中に、小断層(d断層)が認められる。断層面には、縦ずれ優勢の条線(逆断層センス)が 認められる。断層面付近では、全体的に熱水変質作用を被っており、網目状の白色脈が認められる。

▪e断層

古浦層の安山岩質火砕岩中に、大きく屈曲する小断層(e断層)が認められる。

- ·熱水変質部
  - ·熱水変質部(中央)

古浦層の安山岩質火砕岩中に、網目状の白色脈で特徴付けられる熱水変質が全体的に認められる。その中で、ゆるく 湾曲し連続性に乏しい性状を示す小断層が見られる箇所で試料採取を行い、各種分析を実施した結果、断層面には、 濁沸石が晶出しており、それに変位・変形が認められないことから、後期更新世以降の断層活動はないと考えられる。 ・熱水変質部(北側,南側)

CT画像解析の結果,明瞭なせん断面及び複合面構造は認められないことから,熱水に伴う粘土脈と考えられる。 また,実体顕微鏡観察の結果,縦ずれ優勢の条線(正断層センスあるいは逆断層センス)である。

第474回審査会合 資料3 P246加筆·修正



- (4)断層露頭⑦(造成地の南東側の露頭)
- ・今村・向吉(2017)によると、「流紋岩(成相寺層)中に南落ちの低角な正断層を確認。室内観察の結果、正断層、 逆断層センスの断層が伏在していることが確認できる。」とされている。
- ・鹿野・吉田(1985)による断層通過位置付近に、3条の断層が確認され、南より正断層変位を示すa断層、逆断層変位を示す b断層、逆断層変位を示すc断層である。本地点で確認された断層は熱水変質とみられる粘土化が進み、軟質となるものの、 いずれも縦ずれ変位を示す。
- 山陰地域における応力場の変遷を踏まえると、最新活動面は、逆断層変位を示すb断層、c断層と考えられる。 ・a~c断層の研磨片観察及びCT画像解析の結果、いずれの断層面も直線性に乏しく、複合面構造は認められない。

#### 2. 断層露頭の連続性・活動性評価

- ・森山の造成地付近で確認された断層露頭の連続性確認の結果、「断層露頭④, 断層露頭⑤及び断層露頭⑥」と、「森山ボーリング調査, 森山トレンチ調査及び断層露頭調査により確認された断層」については、破砕幅が数m~数10m程度、破砕部に泥岩が取り込まれている、地質境界付近に位置する等の共通的な特徴が認められることから、 鹿野・吉田(1985)に示されている断層に対応する断層と考えられる。
- ・上記断層について、森山トレンチ調査等の結果、後期更新世以降の断層活動は認められないと考えられる。

#### 3. まとめ

地表地質踏査(造成地付近)で確認された断層露頭について,個別地点の露頭観察及び室内試験の結果及び断層露頭の 連続性・活動性評価の結果を踏まえると,後期更新世以降の断層活動は認められないと考えられるが,上載地層(後期更新 世の地層)が存在しないため,後期更新世以降の断層活動を完全には否定できないと評価した。

## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井~福浦(文献調査)







3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井~福浦(変動地形学的調査)





# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 [制読内容(変位地形・リニアメント,その他の地形群)]





#### 変位地形・リニアメント及びその他の地形群一覧表(宇井~福浦)

番号	変位地形・リニアメント及びその他の地形群の判読内容			活断層研究会編
	変位地形・リニアメント のランク	地形要素	理由	(1991),中田ほか (2008),原安委WG3 (2009)及び 今泉ほか編(2018) との対比
⑥ (再掲)	_	2箇所の崖, 7本の尾根, 2箇所の風隙からな り, <u>山地高度は北西が高い</u> 。しかし, 地形群は 連続性, 鮮明さに欠ける。また, 尾根・谷に明瞭 な屈曲は認められない。	系統的な屈曲地形は認められず,地形群が同一 方向に横ずれしたと解釈できない。また <u>,高度差も</u> <u>系統的ではない</u> 。地形群は連続性に乏しく,鮮明 さに欠け,長さは短いことから変動地形の可能性 はない。	_
Ī	C, D(高尾山南側 (南))	5箇所の鞍部, <u>7箇所の崖</u> , 各1箇所の三角末 端面, 直線状谷による北上がりの高度不連続。 2本の谷の右屈曲, 1本の尾根の右屈曲。しか し, その他の尾根・谷に明瞭な屈曲は認められ ない。	谷と尾根の屈曲があり、地形群にある程度の連続 性を持つが、系統性が顕著でないことからC、Dラ ンクとした。Cランクの部分は鞍部地形が鮮明な箇 所である。	・今泉ほか編(2018) の活断層に対応
8	D(高尾山南側(北))	<u>北上がりの山地高度不連続</u> ,斜面基部に6箇 所の鞍部, <u>6箇所の崖。谷の屈曲はなく縦ずれ</u> <u>の可能性有。しかし,新期地形面に新しい変位</u> <u>を示唆する低断層崖等は無い</u> 。	<u>山地高度不連続をなし</u> ,山麓に鞍部が多数あり, 地形群にある程度の長さがあるが <u>,新期の活動を</u> <u>示唆する地形がない</u> ことからDランクとした。	・活断層研究会編 (1991)の高尾山(確 実度皿)に対応
9	D(法田)	<u>北上がりの山地高度不連続</u> ,直線状谷,急斜 面, <u>崖</u> ,三角末端面,2箇所の鞍部。しかし, <u>新</u> <u>期地形面に新しい変位を示唆する低断層崖等</u> <u>は無い</u> 。	<u>山地高度不連続の山麓に鞍部等があり</u> , 地形群 にある程度の長さがあるが <u>. 新期の活動を示唆す</u> <u>る地形がない</u> ことからDランクとした。	・活断層研究会編 (1991)の法田(確実 度皿)に対応
10	_	5箇所の鞍部, 1本の谷の右屈曲, 各1箇所の 三角末端面, <u>直線状谷による北上がりの高度</u> <u>不連続</u> 。しかし, その他の尾根・谷に明瞭な屈 曲は認められない。	番号⑦と重複し,東半分で位置が北にずれる。東 半分には屈曲地形が認められないことから,番号 ⑦のトレースが妥当と判断する。	・原安委WG(2009) 及び今泉ほか編 (2018)の推定活断 層に対応
1	_	1箇所の鞍部,1本の尾根の右屈曲,1本の谷 の右屈曲。しかし,その他の尾根・谷に明瞭な 屈曲は認められず,連続性が悪く,明瞭な地形 要素が認められない。山地高度に顕著な差が ない。	番号⑦と斜交し、北東へ延びる。連続性は悪く、明瞭な地形要素はなく、系統的な屈曲地形及び <u>高度差も認められない</u> ことから、番号⑦のトレースが妥当と判断する。	・原安委WG(2009) の推定活断層に対 応

#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 判読内容(変位地形・リニアメント,その他の地形群)

第474回審査会合 資料3 P95 加筆·修正



#### 変位地形・リニアメント及びその他の地形群一覧表(宇井~福浦)

番号		活断層研究会編		
	変位地形・リニアメント のランク	地形要素	理由	(1991), 中田ほか (2008), 原安委WG3 (2009)及び 今泉ほか編(2018) との対比
	_	3箇所の鞍部, 1本の谷の右屈曲, 1箇所の風 隙。しかし, その他の尾根・谷に明瞭な屈曲は 認められない。 <u>尾根高度はわずかに北上がり</u> であるが, 鞍部の連続性は悪く, 明瞭な地形要 <u>素は認められない</u> 。	連続性は悪く,明瞭な地形要素はなく,系統的な 屈曲地形及び <u>高度差も認められない</u> ことから変動 地形の可能性はない。	_
(3)	D(高尾山南側(南))	隣り合う2本の谷、1本の尾根が右屈曲。東延 長に1箇所の鞍部。 <u>尾根高度はわずかに北が</u> <u>高い</u> 。なお、西延長の尾根線⑬に右屈曲は認 められない。	系統的な右屈曲が局地的に認められるが, 地形 群の長さは非常に短いことからDランクとした。	・原安委WG(2009) の推定活断層及び 今泉ほか編(2018) の活断層に対応

(注)原安委WG3(2009):原子力安全委員会ワーキンググループ3第17回会合参考資料第2号(2009)

下線部:縦ずれ変位に起因する地形に関する記載箇所



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井~福浦(変位地形・リニアメントの成因)





・鹿野・吉田(1985)によると、高尾山リニアメントの成因について、「地質断層とリニアメントが一致するものの、リニアメントに沿って確実に断層変位地形と認められるものがないこと及び断層両側の地層の浸食に対するコントラストが大きいことなどから、リニアメントは組織地形であると判断される。」とされている。

・法田リニアメントについては、「北東-南西方向のリニアメント。このリニアメントは地質の上では古浦層を切る断層に一致し、断層の走向はほぼNE-SW, 傾斜は50-70°NWであり、正断層である。地質断層と一致し、明瞭なリニアメントとして認められるものの断層変位地形は伴っていない。」とされている。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井~福浦(地表地質踏査(地質図))



第83回審査会合

資料3-2 P44加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側

(参考)地表地質踏査(ルート図)

第474回審査会合 資料3 P264 加筆·修正



#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井付近(地表地質踏査(地質断面図))





・D-D'断面図では、北側の変位地形リニアメント及び文献断層の通過位置付近において、古浦 層の砂岩・泥岩が分布し、断層が認められる。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 宇井~福浦(地表地質踏査(地質図))





# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 地表地質踏査(詳細ルートマップ(高尾山西側))





・文献調査及び変動地形学的調査の結果, 鹿野・吉田(1985)及び鹿野・中野(1985)の断層, 鹿野・吉田(1985)の法田リニアメント及び変位地形・リニアメントが示されている。
 ・鹿野・吉田(1985)の法田リニアメント及び変位地形・リニアメントの通過位置付近を含む幅広な地表地質踏査の結果, 古浦層の礫岩等が連続分布しており断層は認められない(露頭写真(地点①)を参照)。

・鹿野・吉田(1985)及び鹿野・中野(1985)の断層とほぼ同走向の断層がTW-1及び道路沿い(地点②)において認められるが,いずれの地点も変位量の小さい正断層である。 ・道路沿い(地点②)の断層は正断層変位を示すが断層面は密着しており,破砕は認められない。また,Loc.TW-1では,上部の古浦層の泥岩または砂岩・泥岩互層に変位や変 形は認められないことから,後期更新世以降の断層活動は認められない(詳細は,次頁以降を参照)。




- ・古浦層の流紋岩質火砕岩と砂岩泥岩互層を境する断層(N46E/60N)である。
- ・断層の両側には、古浦層の流紋岩質火砕岩と砂岩泥岩互層が整合的に接する地層境界が認められる。地層境界の標高差から、断層は変位量5m程度の 正断層変位を示す。
- ・断層面沿いに風化は進むが,面は密着しており,破砕は認められない。また,古浦層の砂岩泥岩互層中の層理面の走向傾斜の乱れも認められないこと から,後期更新世以降の断層活動は認められないと考えられるが,上載地層(後期更新世の地層)が存在しないため,後期更新世以降の断層活動を完 全には否定できないと評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 地表地質踏査(詳細ルートマップ(Loc. Tー1付近))<sup>第474回審査会合</sup> 資料3 P267 加筆·修正 (21)



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 地表地質踏査(地質断面図(Loc. Tー1付近))



第443回審查会合

資料3 P268 加筆·修正

・aーa'断面図付近では, 文献断層及び変位地形・リニアメントの通過位置付近を含む幅広な地表地質踏査の結果, Loc.T-1で確認した断層及びTW-1で確認した断層以外に, 断層は認められない。

 ・変位地形・リニアメント及び高尾山南側に示された文献断層に対応する断層として、Loc.T-1において断層(N80°E/75°S)が認められたことから、後期更新世以降の断層活動の有無を評価するため、はぎ取り調査(Loc.T-1)及び研磨片観察等を行った。
 ・Loc.TW-1における断層については、主として2条の正断層変位を伴う小断層(N40°E/85°NW, N50°E/70°NW)であり、上部の古浦層の泥岩または砂岩・泥岩互層に変位や変形は認められず、また、いずれの断層沿いにも、ガウジや角礫部は認められず 固結・密着していることから、後期更新世以降の断層活動は認められない(次頁参照)。 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 Loc.TW-1(露頭スケッチ)





- ・Loc.TW-1は、古浦層の砂岩・泥 岩及び貫入岩から成り、数条の 小断層が認められる。これらの小 断層のうち比較的連続性の良い 断層は、a断層及びb断層の2条で ある。
- ・a断層は、N40E/85NWの走向傾 斜を示し、古浦層砂岩・泥岩に正 断層変位を与えているが、上部の 古浦層泥岩に変位や変形は認め られず不明瞭となる。
- ・b断層は、N50E/70NWの走向傾 斜を示し、下部の古浦層砂岩に 僅かな正断層変位を与えている。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側

# Loc.TW-1(露頭写真)

第474回審査会合 資料3 P276 加筆·修正





・断層沿いには、ガウジや角礫部は認められず、固結・密着している。

【a断層】

- ・断層沿いには、ガウジや角礫部は認められず、固結・密着している。
- ・Loc.TW-1において、比較的連続性の良い小断層としてa断層及びb断層が認められる。 ・a断層は、N40E/85NWの走向傾斜を示し、古浦層砂岩・泥岩に正断層変位を与えているが、上部の古浦層泥岩に変位 や変形は認められず不明瞭となる。 ・b断層は、N50E/70NWの走向傾斜を示し、下部の古浦層砂岩に僅かな正断層変位を与えている。 ・いずれの断層沿いにも、ガウジや角礫部は認められず、固結・密着している。

## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 Loc.TW-1(露頭写真 a断層上部)





・a断層及びb断層の走向傾斜及び性状は類似し、ほぼ同時期に活動したと考えられることから、変位量が大きいa断層を代表として法面上部の詳細観察を行った。

・a断層は、法面上部で地層に変位・変形を与えず、最上部の古浦層泥岩中で不明瞭となり、消滅している。

・以上のことから、これらの断層は性状等も踏まえると後期更新世以降の断層活動は認められないと評価した。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 Loc.TW-1(b断層直下の鉱物脈)





・b断層は固結・密着している。b断層直下には、角張って不規則な形態を有する岩片の周囲を充填するように白色脈が認められる。この白色脈はb断層 に接し、変位・変形を受けず固結・密着している。

- ・角張った岩片と白色脈がなす組織は、ジグソーパズル状組織(次頁参照)を示すことから水圧破砕によって形成されたと考えられる。白色脈は、水圧破 砕時に破断面に沿って注入された流体から晶出したと考えられる。
- ・白色脈はX線回折分析の結果、濁沸石であることが確認された。

以上のことから、b断層は固結・密着し、またb断層に接する水圧破砕組織は変位・変形を受けず固結・密着しているため、濁沸石形成後活動していない と評価した。

# 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側 (参考)水圧破砕の指標となる組織



水圧破砕に伴い破断面に沿って流体が注入されて形成 される組織について,狩野・村田(1998)<sup>(37)</sup>は以下のとお りとしている。

- 水圧破砕とは、間隙水圧がその岩石内の最小主応力と 引張強度の和よりも大きな場合に岩石内に亀裂が発生 する現象であり、<u>地層内では異常間隙水圧状態にある未</u> <u>固結の地層が、水圧破砕によって破壊された周囲のより</u> <u>脆性的な地層中に注入されていく</u>。
- 水圧破砕は引張破砕組織の一種であり、<u>脆性的な破壊と延性的な流動組織が混在している。水圧破砕による破断面の特徴は、三次元的に方向性が不明瞭で、枝分かれし角張った不規則な形態を有していることである。</u>(中略)破壊のされはじめは不規則角礫状の破砕によって、三次元的なジグソーパズル状組織が形成される。



水圧破砕による不規則な角礫状破砕組織 狩野・村田(1998)より引用・加筆 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑤高尾山西側

(参考) X線チャート

228



Position [(2Theta] (Copper (Cu))

・b断層下盤に認められる白色脈は分析の結果、濁沸石と同定した。





## 1. 文献調査

・高尾山の西側から美保関町法田の間では、①鹿野・吉田(1985)及び鹿野・中野(1985)の断層、②鹿野・吉田(1985)の法田リニアメントが 示されている。

## 2. 変動地形学的調査

- ・高尾山の西側から美保関町法田の間では、直線谷と鞍部が認められ、山地高度は北西側がやや高い。
- ・高尾山西側リニアメントに対応する、鹿野・吉田(1985)による法田リニアメントについて、「北東−南西方向のリニアメント。このリニアメントは地質の上では古浦層を切る断層に一致し、断層の走向はほぼNE-SW、傾斜は50-70°NWであり、正断層である。地質断層と一致し、明瞭なリニアメントとして認められるものの断層変位地形は伴っていない。」とされている。
- ・今回,その他の地形要素を再確認した結果,いずれも系統的でないことを確認している。
- ・変位地形・リニアメントは、地震調査研究推進本部(2016a)に示された重力異常・地質構造から推定された構造不連続(P1)とは斜交する。
- 3. 地表地質踏査
- ・文献調査及び変動地形学的調査の結果, 鹿野・吉田(1985)及び鹿野・中野(1985)の断層, 鹿野・吉田(1985)の法田リニアメント及び変位 地形・リニアメントが示されている。
- ・鹿野・吉田(1985)及び鹿野・中野(1985)の断層とほぼ同走向の断層がLoc.TW-1及び道路沿い(地点②)において認められる。
- ・Loc.TW-1において主として2条の正断層変位を伴う小断層(断層沿いにもガウジや角礫部は認められず固結・密着している。)が確認されるが、上部の古浦層泥岩に変位や変形は認められないことから、後期更新世以降の断層活動は認められない。
- ・道路沿い(地点②)において古浦層の流紋岩質火砕岩と砂岩泥岩互層を境する正断層が確認される。断層面沿いに風化が進むが面は 密着しており、破砕は認められない。また、古浦層の砂岩泥岩互層中の層理面の走向傾斜の乱れも認められないことから、後期更新世 以降の断層活動は認められないと考えられるが、上載地層(後期更新世の地層)が存在しないため、後期更新世以降の断層活動を完全 には否定できないと評価した。
- ・鹿野・吉田(1985)の法田リニアメント及び北東の変位地形・リニアメントの通過位置付近を含む幅広な地表地質踏査(地点①)の結果,古 浦層の礫岩等が連続分布しており断層は認められない。





・宍道断層は高尾山西側へは連続しないと評価した一方, 地震調査研究推進本部(2016a)は, 島根半島東部の重力異常による構造不連続, 地形的特徴等により, 宍道断層東部の「活断層の可能性のある構造(P1)」を記載している。
 ・上記を踏まえ, 宍道断層の延長部に当たる美保湾及び美保関町東方沖合いにおいて, 複数の音源を用いた音波探査により, 断層の存否を確認した。

#### 3. 宍道断層の評価 (6)地質調査(宍道断層の東側) ⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.6WG測線 音波探查解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P72 再掲

完新世

鮮新世

中新世

火山岩·貫入岩

断層(変形) 断層(変位)

後期

中期

前期

第

四 更新 世

紀

新

第

Ξ

紀







## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.6測線 音波探査解析図)



第515回審査会合 資料1-1 P75 再掲



#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.201AG測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P78 再掲





#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.201BM測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P80 再掲







3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.201測線 音波探査解析図) 第515回審査会合



## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.203WG測線 音波探査解析図)

## 第515回審査会合 資料1-1 P84 再掲







No.203WG [ウォーターガン・マルチ]



## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.203BM測線 音波探査解析図)

## 第515回審査会合 資料1-1 P86 再掲











#### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.202AG測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P90 再掲







## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.202測線 音波探査解析図) 第515回審査会合資

←N





## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.4AG測線 音波探査解析図) 第515回審査会合



### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.4BM測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P98 再掲



# 小山田 D₂ 火山岩・貫入岩 ∨ 断層(変形) 断層(変位) 新層(変位) 0 「「「直上」」 断層想定位置 (傾斜延長) 「「「「「「」」」 500 「「「」」」 「「」」 「「「「」」」 「」」 「「「「」」」」 「」」 「「「「」」」 「」」 「「「」」」 「」」 「「「」」」 「」」 「「「「」」」 「」」 「「「「」」」 「」」 「「「「」」」 「」」 「「「「」」」」 「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 」 「

## ・S28断層通過位置においてB₁層以上に断層活動を示唆 する変位や変形は認められない。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.4測線 音波探査解析図) 第515回審査会合資料1-1 P99 再掲



### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.204WG測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P102 再掲



完新世

鮮新世

中新世

火山岩·貫入岩

断層(変形) 断層(変位)

更新

後期

世中期

前期

第

四

紀

新

第三

紀

А

С

D D1

 $D_2$ 

V

B<sub>1</sub>

B B₂ B₃ B₄





・S28断層通過位置において、B₁層以上に断層活動を示 唆する変位や変形は認められない。

## 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.204測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P104 再掲





・S28断層通過位置においてB₁層以上に断層活動を示唆 する変位や変形は認められない。 B B<sub>2</sub> B<sub>3</sub>

С

 $D_1$ 

 $D_2$ 

V

D

紀 世 中期 前期

新

第三

紀

鮮新世

中新世

火山岩·貫入岩

断層(変形) 断層(変位)



### 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.200AG測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P108 再掲



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.200BM測線 音波探査解析図) <sup>第515回審査会合 資料1-1 P110 再掲</sup>

250



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)⑥東端(美保湾及び美保関町東方沖合い)の調査結果 美保湾(No.200測線 音波探査解析図) 第515回審査会合 資料1-1 P111 再掲











・美保湾~美保関町東方沖合いにおいて、複数の音源・測線による音波探査の結果、後期更新世以降の断層活動は認められない。 ・明瞭な重力異常(重カコンターの急傾斜部)が認められなくなる位置の音波探査測線は、No.3.5測線である。